

鳥取県教育委員会告示第3号

平成15年鳥取県教育委員会告示第23号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正し、平成22年1月29日から施行する。

平成22年1月29日

鳥取県教育委員会委員長 上 山 弘 子

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
鳥取県職員採用候補者選考試験（学芸員（自然））	第1次試験の得点及び順位	第1次試験の合格者発表日から1年間	教育委員会教育総務課	鳥取県職員採用候補者選考試験（学芸員（自然））	第1次試験の得点及び順位	第1次試験の合格者発表日から1年間	教育委員会教育総務課
	第2次試験の試験種目ごとの得点及び合計得点並びに最終順位	最終合格者発表日から1年間			第2次試験の試験種目ごとの得点及び合計得点並びに最終順位	最終合格者発表日から1年間	
鳥取県職員採用候補者選考試験（学芸員（地学））	試験種目ごとの得点及び合計得点並びに順位	合格者発表日から1年間	〃	鳥取県職員採用候補者選考試験（学芸員（地学））	試験種目ごとの得点及び合計得点並びに順位	合格者発表日から1年間	〃
鳥取県職員採用候補者選考試験〔文化財主事〕	〃	〃	〃	鳥取県職員採用候補者選考試験〔文化財主事〕	<u>試験種目ごとの得点及び合計得点並びに順位</u>	<u>合格者発表日から1年間</u>	〃

]			
略			
鳥取県非常勤職員 (奨学金納付勸奨専門員) 採用試験	試験種目ごとの得点及び合計得点並びに順位	〃	教育委員会人権教育課
教育委員会事務局スポーツ振興課非常勤職員採用試験	合計得点及び順位並びに試験種目が複数ある場合における試験種目ごとの得点	〃	教育委員会スポーツ振興課
略			

〔(任期付職員)〕			
略			
鳥取県非常勤職員 (奨学金納付勸奨専門員) 採用試験	試験種目ごとの得点及び合計得点並びに順位	〃	教育委員会人権教育課
略			